

日本における性的マイノリティの人権保障の可能性とその課題

－台湾のジェンダー平等の推進と比較して－

ひきた きょうこ
疋田 京子*

はじめに

2017年5月24日、台湾の大法院は「民法が同性婚を認めていないのは婚姻の自由と平等に反する」と違憲判決を出し、同性カップルに法的保護が保障されるよう2年以内に必要な法的措置を取ることを命じた⁽¹⁾。これで台湾は、「アジアで最初に同性婚が合法化される⁽²⁾」ことが確実にになった。この憲法判断に至るまでには社会的・法的議論の蓄積があり、とりわけ性教育と性の多様性を含むジェンダー平等教育を義務付ける「ジェンダー平等教育法」が2004年に制定されたことは画期的である⁽³⁾。ジェンダー平等や性の多様性を当然と考える若者が増え、それが同性婚合法化を促進した大きな要因になっている（田村2017）。

ヨーロッパの性的マイノリティの人権保障の歴史的発展には、共通して三つの段階があると言われる。その三つの段階とは、①同性間の性的接触を処罰するソドミー法などの刑法上の規定を撤廃させて人権基盤を確立する段階、②性的指向や性自認に基づく差別を禁止して性の多様性を法的に保障する段階、そして③性の多様性を承認して婚姻や家族に関する法制度を見直し、新たな制度設計を構築する段階である（谷口2012）。この発展段階を基準にすると、①の同性愛行為に刑事罰を課すような法律が存在しないという点では日本は台湾と共通

している。しかし、台湾ではこの30年の間に、性の多様性を含むジェンダー平等化の国際的な潮流に対応して②から③へとダイナミックな展開が見られたのに対し、日本は90年代後半から「男らしさ、女らしさ」の性別二元制や「伝統的家族観」を重視する保守派の動きが活発になり、②の段階に至らず、同性間パートナーシップに何らかの法的保障を与えるような法律も判例も存在していないというのが現在の法的状況である。

日本でも、トランスジェンダーには「性同一性障害」という法的位置付けが与えられ、一定の条件下で法的性別の変更が可能になった。しかし、既存の異性愛秩序を混乱させないことが目指されたため、法が想定しない多様な性的マイノリティは困難を抱えたまま孤立することになった。ただ、こうした多様な性的マイノリティの困難に対して、近年、市民生活に一番近い自治体で、差別の解消や権利保護を目指す動きが始まっている。特に自治体による同性パートナーシップ認証の開始はメディアの注目を集め、自治体の取り組みを加速させた。

アジアで初めて同性婚を合法化した台湾と、性的マイノリティの差別解消や権利擁護が自治体の自主的な取り組みの段階にとどまっている日本。この違いが生じた要因はどこにあるのだろうか。このような問題意識から、日本における性的マイノリティ

* 鹿児島県立短期大学准教授 KFAW2016/17 客員研究員

が置かれた法的状況と性の多様性の法的承認を阻害する要因を台湾と比較しながら考察する。

1. 同性愛者のアイデンティティと「マイノリティ」としての法的位置付け

日本と台湾には、西欧におけるソドミー法のような同性愛を犯罪化する法がなく、同性愛者が同性愛者としての人権の基盤を確立する段階が不在だと言われる。しかし、台湾では、1949 年国共内戦に敗れて台湾に移転した国民党政権によって、70 年代中頃まできわめて強固な権威主義的統治が行われ、その間、中国共産党との対峙において儒教的倫理観と公領域私領域の峻別が国策とされ、性的マイノリティは「性的不道徳者」として警察の厳しい取り締まりを受けている。それゆえに、民主主義の進展を目指す改革派は、ゲイやレズビアンも含む広い範囲のマイノリティの人権尊重の主張を行い、90 年代以降の性的マイノリティの市民権運動を後押しすることになった(田村 2017)。

(1) 近代的ジェンダー・バイアスの定着と同性愛嫌悪

一方、日本では、戦後、表現の自由を重視する日本国憲法の下で経済優先の民主化が進み、同性愛に対する言論や出版に対する取り締まりもなく、50 年代には男性の同性愛を専門に扱う雑誌が相次いで創刊されている。エンターテイメントの世界で働くゲイ・ボーイがメディアで取り上げられ、1960 年代半ば頃からは、昔赤線地帯だった「新宿二丁目」にゲイ・バー等が立ち並び、アジア最大のゲイ・タウンと呼ばれるほどの繁栄を見せている。

ただし、自由なサブカルチャー的な空間

に限られ、その表象は「隠花植物」とも比喩され⁽⁴⁾(石田 2014)、「健全な社会」を侵犯する「性的倒錯」と位置付けられている。「婚姻した男女の性愛／生殖」のみを正統として保護する法律婚主義が戦後定着したからである。日本国憲法 24 条は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を家族における法の原則とし、父権も夫権も否定する先進的なものだった。それに基づいて民法も大改正されたが、戦後大衆化した家族は、「長時間労働の男性＋家事育児とパート労働の女性」という夫婦の組み合わせからなり、性別分業を前提にした雇用システムに組み込まれた夫婦の関係性は、個人が尊重された対等な性愛を中心としたものではなかった。不貞を行った有責配偶者からの離婚請求は長い間認められず、非嫡出子の法定相続分差別の規定は、法律婚家族の保護として正当化された。有責配偶者からの離婚請求を一定の条件下で認める最高裁の判決が出たのは 1987 年、非嫡出子の法定相続分差別に最高裁が違憲判決を出したのは 2013 年で、女性差別撤廃条約に違反するとして争われた夫婦同氏制度に対しては、2015 年 12 月 16 日、最高裁は合憲の判断を下している(近江 2017)。

一方、夫が同性愛であることを理由とした妻からの離婚請求に対しては、同性愛は「性的に異常な性格」で婚姻を継続しがたい重大な事由に当たるとし、離婚と妻への高額な慰謝料の支払いを認めた判例がある(1972 年 2 月 29 日名古屋地裁判決)。また学校教育の場でも、同性愛は健全な異性愛を脅かす「性的異常・倒錯的非行」として生徒指導の対象とされた。文部省(当時)が発行した「生徒の問題行動に関する基礎資料－中学校・高等学校編－」(1979 年 1 月)の中で、文部省は「アメリカなどでは“市民権獲得”の運動もみられるが、一般

的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではない」と、ゲイ・ムーブメントの国際的潮流が伝播することを警告している。この記述を、文部省が「不適切」な記述だったと認めたのは1993年で、エイズ対策をめぐる国や行政担当者の同性愛に対する差別的処遇が人権問題として議論されるようになってからである。

(2) 同性愛嫌悪の顕在化とゲイ・アクティビズムの誕生

日本のエイズ・パニックは、同性愛者をアブノーマルなセックスと結びつける社会の偏見を利用して、厚生省によって作りだされたと言われている⁽⁵⁾。日本で確認されたエイズ第一号患者はアメリカ在住の日本人同性愛者だと報道された(1985年3月22日)が、実際にはその2年も前に、汚染された非加熱製剤によってHIV感染した血友病患者がいることが「エイズの実態把握に関する研究班」によって確認されていた。そのため、同性愛者の感染が確認されるまで患者は放置されたのだ。その上で、男性同性愛者とセックス・ワーカーが、「社会に危険をもたらす集団」と位置付けられ、「感染源」として摘発・監視する通称・エイズ予防法(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律)が1989年2月に施行された。

しかし、同性愛者に対する露骨な差別や嫌悪の顕在化は、同性愛者が同性愛者としての自らのアイデンティティを確認し、日本におけるゲイ・アクティビズムを促す契機にもなった。同性愛者たちの自助グループ「動くゲイとレズビアンのかい(通称アカー)」⁽⁶⁾が1986年3月に設立され、ピ

ア(仲間)サポートや予防啓発支援、HIV感染者・エイズ患者に対するケア活動などが組織的に行われるようになった。海外のエイズ・パニックによる衝撃的な人権侵害事件が日本で報道されるようになると、メディアの目も国内におけるHIV感染者に対する差別や偏見にも向けられるようになり、エイズ・パニックは沈静化していった。1999年にエイズ予防法が撤廃され、「感染症予防法」(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)が施行されて、男性同性愛者や性産業従事者に対する視点は、リスクにさらされて支援を必要とする層(個別施策層)へと変化していった。

(3) 配慮すべきマイノリティとしての同性愛者

エイズ・アクティビズムの拠点になったアカーは、1991年から1997年にかけて、公権力による同性愛者への差別的処遇を人権問題として争う裁判を起こしている。事件は、アカーが都立府中青年の家で合宿を行った際、メンバーが他の宿泊客から「ホモ」「オカマ」といった差別的な言葉で嫌がらせをうけたため、他団体との話し合いと施設側の対処を求めたところ、次回からの施設利用を拒否されたというものである。この裁判の意義は、行政担当者が無意識のうちに内在化している同性愛者に対する社会の偏見と差別意識が公の場で語られ、同性愛者が、その人権に配慮されるべきマイノリティとして法的に位置付けられたことである。

第一審、控訴審ともに裁判所は施設の利用拒否を違法とし、あるべき行政当局者の姿勢を示している。判決の中で確認されたことは、まず①同性愛は人間が有する性的指向の一つであり、心理学・精神医学の国際的認識では同性愛はもはや病理的なもの

ではないこと、②男女別室ルールは異性愛を前提にした社会慣習で、同性愛者に機械的に適用した場合重大な不利益があること、③小学生にも同性愛について理解する能力はあり、④同性愛者には宿泊権があること、⑤小学生の差別的言動は同性愛者に対する好奇心や蔑視から生じたもので、⑥同性愛に対する社会的認識状況は変化しているといった事実である。その上で、⑦「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、きめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている」として、「無関心であったり知識がないことは公権力の行使に当たる者として許されない」と断じた。東京都はこの判決に対し上告せず、東京高裁判決が確定し、行政対応の不当さを告発する際の重要な判例になった(風間・川口 2010、鈴木 2016)。

2. ジェンダー平等法と性的マイノリティの人権保障

同性愛者は、その権利、利益が擁護されるべきマイノリティであるという判決は、20 年前の判例として記憶されたが、それを法的に根拠づける基本法は制定されなかった。現在も、性的マイノリティが自らの権利のために差別と闘うための根拠法は存在しておらず⁽⁷⁾、それが台湾との大きな違いであり、日本の性的マイノリティの人権保障が進まない一つの要因になっている。

(1) 女性の政治参画とポジティブ・アクション

台湾の性的マイノリティ差別を禁止する法制度の展開⁽⁸⁾は、ジェンダー平等法を土台にして発展している。東アジアではじめ

て性的指向や性自認を理由とする差別の解消を規定した法律といわれる「ジェンダー平等教育法 (Gender Equity Education Act)」も、教育領域における「女性」の人権保障を目指した女性運動の草案からスタートし、法案起草過程の中で性的マイノリティを包摂したジェンダー平等法へと転換を遂げた⁽⁹⁾。

台湾は国連の正式メンバーではないため国連の指数やランキングには登場しないが、「国連開発計画 (UNDP)」が毎年発表する「ジェンダー不平等指数 (GII)」(2012 年) に台湾当局が独自に試算した指数をあてはめると、台湾はアジアの中でジェンダー不平等指数がもっとも低く、それを後押ししているのが女性議員比率であることがわかる (福田 2014)。1998 年の段階で 19.1% だった女性議員比率が、2016 年現在は 36.6%⁽¹⁰⁾、それを列国議会同盟 (IPU) の年次報告のランキングに位置付けると世界 24 位になる。それに対し、日本は 9.3% で 163 位と非常に政治参画が遅れており、それがジェンダー平等の実現を阻む大きな要因になっている。

女性議員比率が飛躍的に高くなる現象は、憲法や選挙法によって一定割合の女性候補者の擁立を義務付けるクォータ制度や、女性議席割り当て制によってもたらされることが多い。女性に対する法的なポジティブ・アクションに抵抗がある日本では、なかなか導入の議論が盛り上がらないが、台湾では女性への議席割り当てに対する抵抗が少ないようだ。戦後台湾に持ち込まれた 1946 年制定の中華民国憲法に、男女の参政権平等を保障するため各議会に女性定数保障制度を設ける必要性があることが明記されていたことが背景としてある。憲法は事実上凍結されるが、地方議会議員選挙では当選者 10 名に 1 名の女性議員定

数が保障された。このルールは後に中央レベルの選挙でも法制化され適用されるようになり、地方制度法（1999年公布）では、地方議会議員の選挙で女性定数が10%から25%に引き上げられ、2005年の立法委員選挙制度改革において小選挙区比例代表並立制が導入されると、比例代表選挙の各政党当選者の女性比率は50%以上と定められた。小選挙区選挙でも女性当選者の比率は緩やかに上昇し、立法院における女性議員比率を30%に押し上げるうえで、比例選挙における各政党50%の定数保障が決定的な役割を果たしている（福田2014・顧燕2010）。

（2）参加型民主主義とジェンダー主流化の国際的潮流の伝播

台湾で女性の政治参画が進んだ背景には、国連の直接的な外圧が働かないという外的条件と、90年代まで女性差別的な法制度が維持されていたという不利な国内事情がある。台湾には父権と夫権を優先する民法親族編が90年代まで存在し、80年代には女性の高学歴化が進んだにも関わらず、女性の就業を保障する法律は存在しなかった¹¹⁾。しかし、女性差別的な法体系が維持されていたがゆえに、法改正や立法の場が女性運動の主戦場になり、外圧によって政府が自主的に政策を推進することが期待できないゆえに、女性政策に保守的であった国民党政府を批判し、体制批判を行う民進党と手を結んで、政策決定過程の中に積極的に参入する方向性を女性運動が打ち出した（洪都如2010）とも言えるのである。台北市長選挙では民進党の候補者である陳水扁を応援し、当選後の1996年に台北市で発足した「婦人權益促進委員会（2005年女性權益促進委員会）」は、民間の女性団体の参加型民主主義のプラットフォーム

として機能し、それが他の自治体や中央レベルのモデル（婦権会モデル）にもなった。

政治参加のアクターとして重要な役割を果たしたのは、女性団体や女性弁護士、欧米の大学や大学院で学び戒厳令解除後に帰国した研究者や活動家たちである。留学ブーマーのUターンによって、欧米の第二派フェミニズムやジェンダー／セクシュアリティの思潮が持ち込まれ、女性運動や性的マイノリティの権利擁護運動を理論的にバックアップした。こうした民間の女性運動が供給源となって官僚への登用も行われ¹²⁾、フェモクラット（又は議員）と、学者専門家、民間女性団体の三者による政策参加ネットワークの存在が、ジェンダー主流化の推進に重要な役割を果たした¹³⁾。また民進党の政権獲得とともに国民党も変容を迫られたことは重要である。2008年に政権獲得後も、ジェンダー視点を内在した法案が国際社会への復帰戦略、国民統合の戦略の一環として捉えられ、それが同性婚の合法化をも後押しした。2011年には、女性差別撤廃条約（CEDAW）を国内で実施する法律が制定され、自発的に条約の理念を政府が実施して監視するシステムが構築された¹⁴⁾。

（3）ジェンダー主流化の国際的潮流を阻害する国内の政治状況

日本のジェンダー平等の法制度化は、国連を土台とする国際的潮流の影響を受けて行われてきた。1975年の「国際女性年」に女性の地位向上を総合的に推進するナショナル・マシーナリーを総理府に設置し、1985年に女性差別撤廃条約を批准するために、父権優先の国籍法の改正と高校での家庭科の男女共修と「男女雇用機会均等法」の法制化がなされた。しかし、男女の賃金格差は縮まらず、むしろ女性の労働参加は

パートなど条件の悪い非正規雇用へと囲い込まれた(三浦 2011)。国際的なジェンダー平等の潮流に対応しつつ、同時に専業主婦世帯を優遇する年金制度や税制度の導入など、家族の戦後体制を補強して既婚女性の経済的自立を阻害するような矛盾した政策がなされたからである。

こうした矛盾した政策の背景には、戦後の日本政治が自民党という保守政党によって運営されてきたという事情があった。その自民党の単独与党体制が 90 年代に崩壊し、一連の連立政権が成立すると、より民主的で多様な民意を反映する政治秩序の模索が始まった。第 4 回世界女性会議をきっかけに、日本でも超党派の女性議員と民間の女性たちのネットワークが形成され、それがジェンダー主流化政策の原動力になって、「社会システムの構築」を目指したジェンダー平等化の法制度化が日本でも進んだ⁴⁵⁾。1999 年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文には、「性別に関わりなく」個性と能力を十分に発揮できる社会が「男女共同参画社会」として描き出された。基本法に基づき全国の自治体で「男女共同(平等)参画政策」推進に向けて条例づくりが進められ、地方自治体の中には同性愛の市民の存在を想定して「性的指向」という文言を入れる動きもあった。ところが、自民党内で、家父長的家族制度の復活や基本的人権の抑制などを盛り込んだ憲法改正を目指す動きが活発化し、それを過激なフェミニズムと批判して、ジェンダー主流化の流れを押し戻すような批判的な言説(バックラッシュ)が地方議会を中心に全国規模で急速に広がった(正田 2006)。具体的には、条例に盛り込まれた「性別に関わりなく」という文言を削除し、「男女の違いを認めつつ」という文言を条例の中に挿入させるというものだった。ジェン

ダー平等の推進は、自治体の政策課題になり、非政治化されたことで、バックラッシュ派の政治性に対する対応が遅れ、後退せざるを得なかった(船橋 2007)。

3. 「性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例法」の制定とその評価

ジェンダー平等化が遅れた日本でも、トランスジェンダーが抱える課題への対応として、2003 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する特例法(GID 特例法)」が制定されている。90 年代は参議院の拘束名簿式比例代表制の導入によって、女性政策を大きく動かすクリティカルアクターとなる女性議員が誕生し(三浦 2016)、90 年代後半から 21 世紀冒頭にかけて、DV 防止法、ストーカー規制法、均等法のセクハラ防止規定導入など、重要な立法を超党派の議員が NGO と協働で成立させている(戒能 2005)。GID 特例法もその「市民立法」の一つで、自民党の南野知恵子を中心になって自民党内での合意を取り付けて成立した。

(1) 「性同一性障害」というトランスジェンダーの法的位置づけ

日本で性別の変更という課題が初めて法的に議論されたのは、性転換手術(当時)による身体的性別変更の合法性が争われた事件(ブルーボーイ事件)である。裁判では、優生保護法(当時)に違反すると有罪判決が下されたが(東京地判 1969、東京高判 1970)、判決は、性転換手術そのものを違法とするのではなく、十分な説明や診断、インフォームド・コンセントなど手術のプロセスが適切であれば医療行為として認められる余地を残していた。その後、性同一性障害という疾患への対応として、

日本国内で初めて合法的に性適合手術が実施されたのは1998年になってからである。埼玉医科大学倫理委員会が「性同一性障害に関する答申と提言」(1996年)を答申したのを契機に、性同一性障害者のための支援・自助グループ「Trans-Net Japan (TSとTGを支える人々の会)」が発足し、日本精神神経学会が「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」(1997年)を公表して、厚労省により母体保護法に違反しないことの確認がなされた上での実施だった。国内で手術が公然と実施されるようになると、GID研究会(医師を中心とする団体)、TS法研究会(法律家を中心とする団体)とTrans-Net Japanとの間で性同一性障害者の戸籍の性別変更を可能にする立法解決に向けた動きが具体的になっていった。

日本では日常的に用いる公的文書の多くに性別記載欄があり、数々の場面でそれらの提示を求められる。そのたびに自己認識とは異なる性別を意識し、その性別に基づいた取り扱いを受ける不快感や耐え難い苦痛を感じるようになる。強姦罪が適用されるかどうか、刑務所の男女別収容施設¹⁶⁾のいずれに収容されるかなど、公権力の行使がなされるとき判断は当然のように戸籍の性別が基準になる。性別適合手術の実施以前にも、裁判所への戸籍の性別変更の申立はなされているが、いずれも認められなかった¹⁷⁾。裁判所は「人間の性別は、性染色体の如何によって決定されるべきもの」という判断基準を示しているが(名古屋高裁1979年11月8日決定)、性別の変更は長幼の順を含む続柄の表記(長男・次男、長女・次女など)の変更を意味するため、他の家族の戸籍記載にも影響するという法技術的な問題が、実質的に法的性別変更を困難にしていた。

(2) 「GID 特例法」によるトランスジェンダーの法的保護

日本で性別適合手術の症例数が増加するようになると、立法的解決を示唆する裁判所の決定も現れた(東京高裁2000年2月9日決定)。長寿テレビドラマ「金八先生」で性同一性障害が題材化されたことや、性同一性障害当事者の地方議会への出馬や当選、また日本性科学学会や日本弁護士連合会など学術・実務団体からも立法を求める声明が繰り返し出された。こうした時流が味方して、自民党の中にもこの問題に取り組もうとする議員が現れた。ただし戸籍法に基づく改正は絶望的なため、特別法を制定することが目指され、自民党の南野知恵子参議院議員を中心に法案がまとめられ、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(GID特例法)¹⁸⁾」は、国会への法案提出からわずか10日という記録的な速さで、全会一致で成立した。

ところが、法律の制定に協力した当事者団体の中では激しい対立が生じた。成立した「GID特例法」は、性同一性障害(Gender Identity Disorder: GID)の定義(第2条)に該当する者のうち、①20歳以上、②現に婚姻をしていない、③現に子がいない(同項3号、2008年「現に未成年の子がないこと」に改正)、④生殖腺の機能を永続的に欠く、⑤外性器が近似する外観を備えている、という厳格な5要件を備えている者のみに戸籍の性別変更を認めるものだった。特に当事者の反対が激しかったのは③「現に子がいない」という要件で、立法の際に参考とされた外国の立法例の中にも無い要件だった。子どもの福祉や家族秩序への影響や混乱を防ぐためと説明されたが、子どもがいる限り当事者は性別変更ができず、性別の変更を子どもや家族が受け入れられないことを前提にしたものだった。こ

の要件に対しては憲法 13 条、14 条、25 条に反するとして違憲訴訟も提起された。しかし最高裁は「性別がその人の人格にかかわる重大な事柄である」と述べながら、その設置理由が合理性を欠いたものではないと、立法府に広範な裁量を認めて訴えを退けた(渡邊 2017, 最高裁第一小法廷 2007 年 10 月 22 日決定)¹⁹⁾。また②非婚要件は、性別変更によって法律上同性婚の状態が生じることを回避するため、例外的にも同性婚になることを認めない異性愛中心主義²⁰⁾であり、性別の変更と引き換えに当事者の意思に反して離婚を強制すると批判された。また④生殖機能除去要件や⑤外生殖器形成などの要件²¹⁾は、元の生殖機能の残存により子どもができることを避け、「(公衆浴場などで) 社会生活上混乱を生じる可能性」があるという理由で設けられた要件だが、いずれも健康上のリスクと経済的な負担を伴う手術を強いるものである。

(3) GID 特例法の評価と立法運動の意義

特例法は性の多様性に関する法的課題に対応した唯一の国内法ではあるが、①性同一性障害に対する社会の無理解を前提にして制度設計され、②身体的特徴を基準とした性別二元と異性愛を前提とした婚姻秩序を厳密に維持したため、法の保護を受けられない多様なトランスジェンダーの人々が、困難を抱えたまま社会の中で孤立することになった。

ただし、法律が制定されたことのメリットも指摘しておきたい。一つは、この法律を足掛かりに、5つの要件の人権侵害性をめぐって裁判や政府・国会などへの働きかけが行われるようになったことである。その中心になっているのは、法の制定と同時に設立された「gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会」(旧「性同一性障害

をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会²²⁾)で、全国的に支部を持ち、性同一性障害に関する理解促進や情報提供、当事者の生活向上支援、政府・国会・地方自治体・諸団体等に対する政策提言などを継続的に行っている。二つ目に、「性同一性障害」という言葉が法律に明記されたことによって、性同一性障害が広く社会に認知され、性的マイノリティの子どもたちが直面する困難に国が対応する動きが出てきたことである。文科省は、2010 年、全国の自治体や教育委員会に性同一性障害の児童を対象にした「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」の通知を出し、2014 年には性同一性障害(性別違和)をもつ生徒児童把握の全国調査を実施した。2015 年 5 月の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」や、2016 年に文科省が作成した教職員の対応の手引書「性同一性障害や性的指向・性自認(SOGI)に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応などの実施」では、性的マイノリティ全般に対する配慮も求めるようになった。

4. 国連 SOGI 決議に対する国の対応と地方自治体の取り組み

「GID 特例法」の立法化の経験から明らかになったのは、立法化が法的保護の対象範囲を確定するために多様な性的マイノリティの間に分断を産み出すということと、性的マイノリティの権利保障の拡大によって、マジョリティ(シスジェンダーと異性愛)を中心にして構築された法制度や社会制度が最大の阻害要因だということである。こうした観点から、国際人権法の領域では個人の属性に注目した SOGI(性的指向と性自認)概念²³⁾が使われている。SOGI

に関する国連の取り組みには日本政府も積極的に関わっており、それにも関わらず、国内改革を進めない矛盾した姿勢が指摘されている。人権分野で日本の官僚は国際的評価を気にする余地が低い（三浦 2014）とも言えるが、台湾との比較でいえば、それが国際規範に沿った国内改革が進まない一つの要因にもなっている。

（1） SOGI 決議に対する日本の対応と人権分野に関する国際的評価

性的マイノリティの人権問題に対する日本の姿勢がよく現れている事例を2つ挙げると、まず、一連の性的指向と性自認に関する人権保障への取り組みに関する決議（2011年、2014年 SOGI 決議）への日本政府の対応がある。日本は国連人権理事会理事国として決議に賛成票を投じ、国連 LGBT コア・グループの一員として施策の中心的な役割を担っている。それにもかかわらず、そこで採択された基準に基づく勧告に沿って積極的な国内の法制度改革に取り組んでいないという矛盾した姿勢である。

次に、2017年9月29日に国連人権理事会で採択された同性愛行為の死刑執行の非難決議²⁴⁾に対し、棄権ではなく反対票を投じた日本政府の対応についてである。この決議は、ベルギー、スイスを始めとする欧州各国が提案し、背教、不敬、姦通、同意ある同性間性行為等に対する制裁として死刑を科すことを非難するもので、47の理事国中27か国が賛成、13か国が反対で7か国が棄権し、日本はアメリカやサウジアラビア等と共に反対票を投じている。この投票行動に対し、外務省は「今回の決議全体の趣旨が、各国に対し死刑制度の廃止及び死刑執行についての一時停止（モラトリアム）を導入することに好意的な方向性を

強く示す偏った内容」になったことが理由であり、外務省としては「あらゆる差別に反対で、死刑適用場面における差別も許されないと議場ではっきりと意見表明した」と、国連での行動を外務省のHP上で説明をしている²⁵⁾。2015年の死刑問題決議でも日本は反対票を投じており、投票行為としては一貫しているということだろう。しかし LGBT コア・グループの一員として「差別に賛成」と受け止められるリスクを回避するよりも、「死刑制度廃止は国家の義務ではない」と意見表明することを優先したということでもある。

（2） 地方自治体による同性パートナーシップ認証の取り組み

国連の SOGI 決議に対する日本政府の矛盾した姿勢はあるものの、性的マイノリティの人権に関する国際的潮流は日本にも確かに伝播し、「LGBT ブーム」とも称される地方自治体の動きに注目が集まるようになった。2013年に大阪市淀川区が行政機関としては初めて「LGBT 支援宣言」を行い、電話相談や職員研修などを開始したのを皮切りに、2015年に渋谷区が同性パートナーシップ証明書の発行手続きの条例化がなされると²⁶⁾、性自認や性的指向についての啓発活動や職員研修の実施、相談窓口の開設などの取り組みが確実に加速した。2016年に実施された「全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査（以下、2016年自治体調査）²⁷⁾」によると、自治体の計画やプランなどの施策を実施する根拠となる公文書に、性自認や性的指向などの言及がある自治体は、811自治体中188自治体（23.2%）で、渋谷と世田谷でパートナーシップ認証サービスが始まった2015年から2016年にかけてその数が飛躍的に増えている²⁸⁾。

渋谷区に続き、パートナーシップ認証サービスを開始する自治体が次々に現れ、現在、世田谷区 (2015 年 11 月)、三重県伊賀市 (2016 年 4 月開始)、兵庫県宝塚市 (2016 年 6 月)、沖縄県那覇市 (2016 年 7 月)、北海道札幌市 (2017 年 6 月) の 6 つの自治体で実施されている。渋谷区は唯一条例化がなされ、証明書発行に任意後見契約の公正証書の作成を義務付けがあり、渋谷区内の住民や事業者、公的機関等に最大限配慮し適切な対応をする義務を課すなど、可能な限り法的効果があることを目指している。世田谷区以降の 5 つの自治体は、自治体の長の決裁により制定される「要綱」によるもので、性的マイノリティの多様なニーズへの迅速な対応に主眼が置かれている。

渋谷区と世田谷区の手続きは「渋谷区方式」「世田谷区方式」としてモデル化され、この制度の適用を受ける当事者の要件 (申請者の住所要件、婚姻障害事由の有無、戸籍上の同性を要件にするか否か等) や、申請に必要な書類、申請者の取り扱いなど、さまざまな論点が蓄積され、工夫が凝らされている。ただ、この制度は同性カップルの存在を社会的に認知させる機能を持つと同時に、同性愛指向を公表することにもなり、同性愛者への偏見という社会的ハードルがある。そのため、世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓」の場合は、宣誓式は原則閉庁日に会議室で行い、場所が特定されたりしないよう写真撮影の場所に注意を払い、公序良俗に反しないことの確認も戸籍確認などはしないといたプライバシーへの配慮を行って行政への信頼獲得に努めていることが、担当者の聞き取りからわかった。制度開始から 1 年半たった現在、累計 53 組が宣誓をしており、法的拘束力がなくても誰かに認めてほしい、公的に認めてほしいというニーズが確かにあることが確

認できる。

(3) 性的マイノリティの自立支援に向けた自治体の施策

自治体に取り組んでいる具体的な施策を分類すると、①職員などへの研修の実施、②市民向け講座やシンポジウムなどを通じた啓発活動、③専用の電話相談や寄り添い支援・居場所提供など性的マイノリティ当事者に向けた自立支援、④基本計画や指針などの文書に性的マイノリティの文言を追加する文書化、⑤条例化、の 5 つに分類することができる。

2016 年自治体調査によると、多くの自治体では、市民や市民団体からの施策の要望や、市民からの相談などを契機にして、①研修、②啓発、④文書化に繋がっているプロセスが確認されている。性的マイノリティの人々が困難な状況に直面することが多い男女二元制に対して、行政サービス対応がうまくいった事例で比較的多いのは性別記載欄に関するものである。性別欄を極力なくす対応は、2003 年の GID 特例法制定前後から自治体の中で広く行われるようになっている。

ただし、性別記載欄に関するもの以外の男女二元制への対応は、マイノリティの人権保障という政策課題として実施しなければ対応できない。③の当事者に向けた自立支援がそれで、自治体が性的マイノリティの側に寄り添って問題解決をサポートする役割を担う。困難を抱える人に焦点を当て、その自立を支援するという現代行政課題としての取り組みが必要で、条例化・制度化が必要になる²⁹⁾。これまで高齢者や障がい者、外国人、子ども、犯罪被害者などに焦点が当てられてきたように、性的マイノリティ当事者への具体的施策としては、専用の電話相談の開設や同行支援などの寄り添

い事業、居場所を提供して当事者同士のエンパワーをサポートしたり、医療機関や不動産を紹介するなどの生活支援がある。当事者主体の人権救済とも言え、こうした当事者が自らの問題解決に主体となって参加する当事者参加型の自治体行政は、男女共同参画の分野で取り組まれてきたものでもある。自治体は、女性センターや婦人相談所、警察などで被害者からの相談に応じ、NGOと連携しながら事案の解決を支援してきた。性的マイノリティの人権保障に対しても、こうした当事者の自立支援活動に関しては男女共同参画担当が女性センターなどで実施している自治体が多い。

自治体の事業以外にも、電話相談では厚生労働省の補助金を得た一般社団法人「社会的包摂センター」が運営する「よりそいホットライン」のセクシュアル・マイノリティ専用ラインが24時間365日無料ワンストップがあり、ラインを担当するNPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク（共生ネット）は自治体の相談・研修・居場所づくりなど自治体施策もサポートしている。

（4）「議員連盟」の発足：「差別解消」か「理解促進」か

渋谷区で「同性パートナーシップ証明書」発行の手続きが条例化された2015年は、国政のレベルでも性的マイノリティに関する議論が始まった年だった。渋谷区の条例の動きが大きなニュースになり、2020年の東京五輪・パラリンピックが迫っていること、「LGBTブーム」という言葉がメディアを通じて浸透したことなどが追い風になったものと思われる。GID特例法の制定に関わった自民党の馳浩衆議院議員の呼びかけで、2015年3月に超党派の国会議員からなる「LGBTに関する課題を考え

る議員連盟（以下、議連）」が発足し、その動きに対応するために、4月にはLGBT法連合会（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）が結成され、約70の当事者団体などが賛同して「LGBT差別禁止法」の制定に向けた動きが始まった。

しかし、性的マイノリティが直面する課題に全く無理解な保守系議員が派閥を組むという自民党の党内事情から、議連での調整がスムーズに進んだわけではなかった。法制化を進めたい民主党の細野豪志衆議院議員と、あくまで議連を与野党調整の場にしたい馳議員、法制化に転じた自民党の稲田朋美政調会長、この3人のアクターの間で議会政治の動きは混迷した。結局、自民党は保守派の反対にあって原案である「理解増進法案」の党内合意が取れず「基本的な考え方」のみを公表し、参議院選挙前の5月に野党4党が「LGBT差別解消法案」（性的指向又は性自認を理由とする差別解消等に関する法律案）を国会に提出したが継続審議になったままである（二階堂2017）。

自民党の「理解増進法案」の文案は公表されていないが、その基本的考え方は、人権啓発・人権教育の必要性を強調するものである。LGBTに対する直接差別・間接差別の予防と禁止、合理的な配慮義務などを規定する野党4党の「差別解消法案」との間には理念的にも大きな隔りがある。GID特例法の立法化が国の施策を促した経験からすれば、「性自認」と「性的指向」という用語と定義が法律に記されることを優先して「LGBT基本法」を作り、今後の改善のための足掛かりにする可能性もあるだろう。また性的マイノリティの人権保障には当事者の自立支援が不可欠で、法が差別を禁止するにとどまる場合も性的マイノリティの孤立は残存する。全国の自治体で

の実施を義務付ける基本法の制定なども可能性として議論されている。

おわりに

アジアで初めて同性婚を合法化した台湾と、性的マイノリティに関する基本法がなく、同性パートナーシップに何らかの法的保護を与える法律も判例もない日本。この法的状況の違いが生じた要因はどこにあるのか。

まず、① 80 年代後半に民主化した台湾では、女性議員比率の顕著な上昇を中心にジェンダー格差が解消され、そのジェンダー主流化を推進した女性運動や学者専門家、女性官僚のトライアングルが性的マイノリティの市民権拡大に重要な役割を果たしている。それに対し、日本では性別役割分業を前提にした雇用システムが 70 年代以降の経済成長を支え、80 年代には「長時間労働の男性+家事育児とパート労働の女性」をモデルとした男女のカップルを法律婚主義が支えた。サブカルチャー的私的空間に同性愛者を隔離しつつ、法律婚主義の正統化と同時に「異性愛＝正統/同性愛＝性的異常」という同性愛嫌悪が無自覚の内に社会に浸透し、80 年代後半のエイズ・パニックを契機に起こった市民権運動は、男性同性愛者を中心にしたものにならざるを得なかった。次に②台湾では性の多様性の法的課題に応える法律として「ジェンダー平等教育法」が制定され、同性愛を当然とする若者が増えたことが同性婚合法化の動きに繋がった。一方日本では、性同一性障害に対応する法律が先行し、制定された「GID 特例法」は、厳格な条件を満たす性同一性障害者のみに法的性別の変更を認め、戸籍制度に包摂するという性格の法だった。そのため、身体的特徴を基準に

した性別二元制と異性愛を前提にした家族秩序の法制度は維持・強化された。この立法運動によって、マジョリティ（シス・ジェンダーの異性愛者）に合わせて構造化された不平等な法制度・社会制度（その根幹にある家族を単位とした身分登録制度である戸籍）の見直しが大きな課題として根底にあることが明らかになった。三番目に③国際的に孤立している台湾の場合、民主化はその存在を世界にアピールするために重要であり、国際基準の人権保障を実現させる政策が同性婚の合法化の動きを後押しした。司法もそれに適合する積極的な憲法判断を行っている。これに対し、アメリカとの同盟関係を中心に先進国としての地位を獲得している日本の場合、性の多様性とジェンダー平等という課題に対しては国内的な要因（戸籍の編製原理とそれに基づく法律婚主義を変えることが困難な政治状況）が影響力を持ち、国際ネットワークの評価を人権課題によって獲得するというインセンティブにブレーキがかかる。また違憲審査権を持つ司法も、立法府に広範な裁量権を認めており、国際人権法に沿った憲法解釈をする可能性は薄い。

以上のような台湾との違いを前提にした上で、市民の生活に一番身近な自治体でさまざまな先進的な取り組みが積み重ねられ、それが国政レベルにも影響を与えていることに注目したい。特に渋谷の同性パートナーシップ認証サービスの開始は、メディアや市民の声を通じて自治体のさまざまな取り組みを加速させ、保守派の政治家たちの間にも「社会の意識が変わり始めている」という実感が生まれている。この流れの中で、性的マイノリティのピア・サポートやアウトリーチ活動の実績をもつ当事者団体が、学者・弁護士などとも連携し、性的マイノリティが日常直面する困難リス

トを作成し、自治体との連携事業や政府に対する政策提言などを行う重要なアクターになっている。台湾で、台北市の先進的な取り組みがモデル（「婦権会」モデル）になって、中央レベルでもジェンダー主流化のプラットフォームが実現していった（金戸2005）ように、自治体でのさまざまな取り組みは、「渋谷モデル」「世田谷モデル」として国レベルでの法制度化の重要な資源にもなり得るだろう。そして台湾のフェミニズム運動に学ぶとすれば、日本はジェンダー格差の解消に同時に取り組むことが不可欠だと言える。

*謝辞

自治体の取り組みの調査に協力くださったNPO法人「共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の原みな汰さん、また本稿を完成させるまでに非常に丁寧なコメントを下さった査読者の方に感謝申し上げます。

注

- (1) 大法院はさらに「法的措置が取られなくても婚姻登記をすれば配偶者としての権利義務が発生する」と宣言している。
- (2) “Taiwan Is Closer to Being 1st Asian Place to Allow Same-Sex Marriage”, Gender News in Taiwan, CEDAW in Action <http://www.cedaw.org.tw/en/en-global/news/detail/147>
- (3) 本誌前号に掲載された田村慶子「台湾とシンガポールにみる性的マイノリティの人権と市民社会」参照。
- (4) 雑誌の中で使われる「隠花植物」という比喩は、ゲイ・リベレーションが胎動する80年代終盤まで継続的に使われ、暗く、薄気味悪く、人知れず増殖するイメージを人々に与え、「ホモ」は70年代から新語として男性雑誌で頻繁に使われるようになり、知らず知らずのうちに読

者の生活世界を侵犯する存在というイメージでとらえられたという。

- (5) 当時の報道の異常さなどエイズ・パニックについては、池田治『つくられた AIDS パニック』（1993年、桐書房）池田恵理子『エイズと生きる時代』（1993年、岩波新書）、風間孝・川口和也（2010）『同性愛と異性愛』（岩波新書）を参照。
- (6) <http://www.occur.or.jp/about.html>
- (7) ただし、職場での性的マイノリティに対する差別的言動が、男女雇用機会均等法のセクシュアルハラスメントに含まれるという「セクハラ指針」を厚生労働省が示し（2015年5月）、人事院も同様のセクシュアルハラスメント規定を改正（2016年12月）するなどの改善も見られる。また、女性のみを被害者としていた刑法の強姦罪が、性別に関わらず適用される「性交等強要罪」に改正され（2017年6月）、性的マイノリティや男性被害者に適切に対応するよう付帯決議に明記された。また児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（2017年6月）でも、性的マイノリティの入所者への適切な対応が付帯決議に明記された。
- (8) アクターに注目すれば、戒厳令解除後に活発になった女性運動のすべてがLGBT権利擁護運動を推進したわけではない。女性議員の中にもLGBT権利擁護や同性婚には「保留」の人もおり、LGBT運動の推進には伴侶権益推進連盟や台湾同志熱線などのグループが大きな役割を果たしている。その事情については田村（2017）論文及び何春蕤（2013）に詳しい。
- (9) 労働領域においても、女性の労働権の保障を目指した法案が女性運動団体によって起草され、約10年の歳月をかけて2002年に「両性工作平等法、Gender Equal Employment Bill」が成立し、2008年に改正されて、職場における性的指向や性自認を理由とした差別的待遇を禁止する規定が盛り込まれた。
- (10) 行政院主計総処「国際性別平権綜合指數」性

- 別不平等指数 (Gender Inequality Index, GII)
(資料来源: 主計總處; 更新日期: 2017-04-21)
<https://www.gender.ey.gov.tw/>
- (11) 女性の就業を保障する法律は 2001 年に「両性平等工作法」が制定されるまで存在せず、女性は結婚や妊娠によって自主退職しなければならない慣行が 90 年代にもみられた。「両性工作平等法」は 2008 年に修正され、「性別による差別」に加えて「多様な性別または性的指向に基づく差別」を禁止する規定が盛り込まれた。
 - (12) 女性政策の担当部署で勤務した女性官僚がフェモクラット化するのが基本的である日本と異なり、台湾の場合、「フェミニストから官僚へ」、「官僚をフェミニストへ」という双方向性がある (洪郁如、2010)。
 - (13) ジェンダー平等教育法は草案起草チームが民間の活動家や研究者や学校教師などを招へいし、外部の意見を積極的に取り入れたことにより、立法院に送られてわずか 2 ヶ月という速さで審議を終え成立している。
 - (14) Legislature passes CEDAW act, TAIPEI TIMES <http://www.taipeitimes.com>
 - (15) その成果としては男女雇用機会均等法の改正 (1997 年、2006 年)、育児・介護休業法の制定 (2001 年) や、ドメスティック・バイオレンスに関する法律 (DV 法: 2001 年、2004 年改正) などがある。
 - (16) 東京地裁 2006 年 3 月 29 日判決は、戸籍上・生物学上男性で性自認と外見上は女性であるトランスジェンダーの刑事施設内の扱いについて、「特段の事情がない限り女性職員が検査するか、医師もしくは青年女性の立ち合いを要する」として、被收容者の性自認ができる限り尊重されるべきという立場をとっている。
 - (17) インターセックスの性別の訂正については、戸籍の記載に「錯誤」(戸籍法 113 条)があったとして訂正を認めたものがあるが、性同一性障害を理由とした性別記載の変更は、戸籍法 113 条の錯誤にはあたらないとして戸籍訂正は認められなかった。
 - (18) 2003 年 7 月 16 日公布され、2004 年 7 月 16 日から施行された。
 - (19) 最高裁平成 19 年 10 月 19 日決定 (家月 60 巻 3 号 36 頁)、同年 10 月 21 日決定 (家月 60 巻 3 号 37 頁)。
 - (20) その他にも、④「生殖機能の欠如」はリプロダクティブ・ライツの基本理念に反しており、⑤「外性器の近似性」については、国民健康保険適用外の高額な医療費や施術可能な医療機関が限定されているという過酷な現状からの批判もある。
 - (21) この外科的手術を要する 2 要件に対しては、経済的負担や対応可能な医療機関が限られること、またリプロダクティブ・ヘルスの権利を侵害する可能性等も問題として指摘されている。
 - (22) <https://gid.jp/> gid.jp の HP では、2016 年の性別の取扱いの変更数は 885 名で、法施行から累計で 6,906 名である。
 - (23) 正確には、性的指向 (SO, Sexual Orientation)、性自認 (GI, Gender Identity) と性表現 (GE, Gender Expression)、身体性の特徴 (SC, Sex Characteristics) も含む SOGIESC が用いられているようだが (谷口 2017)、2011 年の SOGI 決議に注目した本稿では SOGI と表記する。
 - (24) http://ilga.org/downloads/HRC36_resolution_question_death_penalty.pdf
 - (25) 外務省 HP 「第 36 回国連人権理事会「死刑問題」決議採択 (平成 29 年 10 月 18 日)」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page25_001054.html
 - (26) 最初の渋谷区は「同性婚の議論をタブー視する社会に風穴を空ける」という首長の強い政治的意思によって唯一条例化がなされ、他の 5 つの自治体は自治体の長の決裁により制定される「要綱」によるものである。
 - (27) 科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ編『全国

自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査（2016（平成28）年4月～7月実施）報告書』2017年8月

- 28) 2015年に新たに言及した文書が31件だったのに対し、2016年は103件に増加している。
- 29) 2016年自治体調査によると、各自治体の条例の中に「性自認」「性的指向」に直接関連する言葉が入っているのは27自治体（33%）で786自治体（96.7%）は言及していない。条例は議会で多数決で採決されるため、保守派からの批判への対応力が問われ、文京区や多摩市など、審議会委員や女性市民の声を十分に反映しほとんど混乱はなく条例化した自治体もある。文京区は全会一致で可決成立している。

参考文献

- 田村慶子（2017）「台湾とシンガポールにみる性的マイノリティの人権と市民社会」アジア女性交流・研究フォーラム『アジア女性研究』第26号、19-35
- 谷口洋幸（2012）「性的マイノリティと法制度 性別二元制・異性愛主義への問いかけ」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法第4巻 ジェンダー法学が切り開く展望』（日本加除出版株式会社）、67-79
- 石田仁（2014）「戦後日本における「ホモ人口」の成立と「ホモ」の脅威化」小山静子・赤枝香奈子・今田絵里香編『セクシュアリティの戦後史』（京都大学学術出版会）、173-195
- 近江美保（2017）「女性差別撤廃条約から見た最高裁判決—女性のみ再婚禁止期間及び夫婦同姓制と女性の人権」アジア女性交流・研究フォーラム『アジア女性研究』第26号、37-49
- 谷口洋幸・齋藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』2011、信山社
- 風間孝・川口和也（2010）『同性愛と異性愛』（岩波新書）
- 鈴木秀洋（2016）「公務員として職務上通常つくすべき注意義務としてのSOGI考察」LGBT法連合会編『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう？』（かもがわ出版）
- 福田円（2014）「台湾の女性定数保障制」三浦まり／衛藤幹子編著『ジェンダー・クォータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』（明石書店）、177-202
- 金戸幸子（2005）「台湾の「両性工作平等法」成立過程に関する国際社会学的考察」『日本台湾学会報』第7号、18-43
- 三浦まり（2014）「なぜクォータが必要なのか—比較研究の知見から—」三浦まり編著『日本の女性議員 どうすれば増えるのか』（2016年、朝日新聞出版）
- 顧燕翎（2010）「フェミニズムの体制内改革—台北市女性權益保障法案の制定の過程と検討」野村鮎子／成田静香編『台湾女性研究の挑戦』（人文書院）、85-108
- 洪郁如（2010）「台湾のフェモクラットとジェンダー主流化」野村鮎子／成田静香編『台湾女性研究の挑戦』（人文書院）、109-126
- 辻村みよ子（2011）「政治参画と代表制論の再構築—ポジティブ・アクション導入の課題」辻村みよ子編『壁を超える 政治と行政のジェンダー主流化』（岩波書店）、21-42
- 衛藤幹子（2011）「日本の政治主体のジェンダー分析—多元性から見た女性の政治参画」辻村みよ子編『同上』、119-144
- 三浦まり（2011）「労働政治のジェンダー・バイアス—新自由主義を超える可能性」『同上』、145-167
- 疋田京子（2006）「21世紀24条改憲論の行方—「夢を持って」と励まされ「夢を見るな」と笑われる」『鹿児島県立短期大学紀要（人文・社会科学編）』第57号、75-96
- 船橋邦子（2007）「ジェンダー平等政策とバックラッシュの背景」和光大学総合文化研究所年報『東西南北』、18-29
- 三浦まり（2012）「ジェンダー平等の担い手論」ジェ

- ンダー法学会編『講座ジェンダーと法第 4 巻
ジェンダー法学が切り開く展望』(日本加除
出版株式会社)、171-184
- 三浦まり (2016) 編著『日本の女性議員 どうす
れば増えるのか』(朝日新聞出版)
- 戒能民江 (2005) 「DV 法制定から改正へー その
意義と課題」『国際女性』、76-84
- 石田仁編著 (2008) 『性同一性障害 ジェンダー・
医療・特例法』お茶の水書房
- 渡邊泰彦 (2017) 「性的自己決定権と性別変更要
件の緩和」二宮周平編『性のあり方の多様性
一人ひとりのセクシュアリティが大切にされ
る社会を目指して』(日本評論社)、196 -217
- 林陽子 (2012) 「女性差別撤廃条約—国家責任と
被害者の救済」ジェンダー法学会編『講座ジェ
ンダーと法第 1 巻ジェンダー法学のインパク
ト』(日本加除出版株式会社)、139-153
- 二階堂友紀 (2017) 「政治の現場から」二宮周平
編『性のあり方の多様性 一人ひとりのセク
シュアリティが大切にされる社会を目指し
て』(日本評論社) / 「ルポ漂流する LGBT
法案」岩波『世界』2017.5、167-172
- 何春蕤 (大橋史恵、張瑋容訳) 館かおる、平野恵
子編『「性／別」攪乱 台湾における性政治
／シリーズ〈国際ジェンダー研究〉別巻 3』
(2013. 御茶ノ水書房)
- 三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳と
してのセクシュアリティ』(2015, 明石書店)
- LGBT 法連合会編『「LGBT」差別禁止の法制度つ
て何だろう?』(2016, かもがわ出版)
- 好井裕明編著『セクシュアリティの多様性と排除』
2010, 明石書店
- 谷口洋幸・齋藤笑美子・大島梨沙編著『性的マイ
ノリティ判例解説』2011, 信山社
- 二宮周平編『性のあり方の多様性 一人ひとりの
セクシュアリティが大切にされる社会を目指
して』2017, 日本評論社
- 谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編『セクシュアリ
ティと法 身体・社会・言語との交錯』2017,

法律文化社

〈注記〉本論文は研究本体のテーマに関わり、
「KFAW 調査研究報告書」(VOL 2017-1) で
詳述する調査結果の一部を検討・分析し、同
テーマの基で「研究論文」として執筆したも
のである。